

(件名)

## 静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻）修正の概要（案）

平成 28 年 6 月 3 日

静岡県危機管理部原子力安全対策課

## 1 要 旨

国の原子力災害対策指針（平成 27 年 8 月 26 日全部改正、平成 28 年 3 月 1 日一部改正）及び防災基本計画（平成 27 年 7 月 7 日、平成 28 年 2 月 16 日）の修正を参考に、今般、県地域防災計画（原子力災害対策の巻）（以下「原子力災害対策の巻」という。）の修正案を作成した。

## 2 原子力災害対策の巻修正の経緯

- ・平成 24 年 6 月 情報連絡系統図に「県から全市町への連絡ルート」、「中部電力浜岡原子力発電所から 7 市町への連絡ルート」、隣接県等との情報伝達等の連携を追加
- ・平成 25 年 2 月 P A Z、U P Z の範囲を設定、過酷事故の想定、地震・津波等との複合災害の想定、災害事前対策、緊急時応急対策、中長期対策の追加 等
- ・平成 25 年 6 月 E A L（施設の状態等で評価する緊急時活動レベル）及び O I L（放射線線量等の計測可能な値で評価する運用上の介入レベル）の設定、P A Z の一部拡大 等
- ・平成 26 年 6 月 緊急時モニタリング体制の見直し、安定ヨウ素剤予防服用体制の整備、情報収集事態に対応した体制の追加 等
- ・平成 27 年 6 月 国の組織改編等に伴う所要の修正、用語の見直し 等

・平成 28 年 6 月	消防の広域化による組織名称の変更及び原子力災害対策指針改正等の改正に伴う注意書き等の追記 等
--------------	--

## 3 原子力災害対策の巻の主な修正内容

## (1) 消防の広域化による組織名称の変更の反映

章	項目	修正要旨	頁
第 1 章 総則	第 8 節 防災関係機関の事務又は業務の大綱	○消防の広域化に伴い「牧之原相良消防本部」、「吉田町相良消防本部」及び「島田市消防本部」を「静岡市消防局」に修正	2
	別図（3-2-1）	○消防の広域化に伴い、「牧之原市相良消防本部」を「静岡市消防局」に修正。	9

## (2) 原子力災害対策指針改正及び防災基本計画修正の反映

## 【O I L の判断に関する注意書きの追記】

章	項目	修正要旨	頁
第 3 章 緊急事態応急対策	第 4 節 避難、屋内退避の防護措置	○ O I L 1 については、空間放射線量率（1 時間値）が O I L 1 の基準値を超えた場合に避難を判断 ○ O I L 2 については、空間放射線量率（1 時間値）が O I L 2 の基準値を超えたときから起算して概ね 1 日が経過した時点の空間放射線量率（1 時間値）が O I L 2 の基準値を超えた場合に一時移転を判断	5

【原子力災害医療体制の見直し】

章	項目	修正要旨	頁
第3章 緊急事態応急対策	第8節 救助・救急、消火及び医療活動	○原子力災害対策指針改正により、原子力災害医療体制が見直されたことにより、「三次被ばく医療機関」を「高度被ばく医療センター」に修正。	6
図表（3-8-4）		○高度医療被ばく医療支援センターに福島県立医科大学を追加。	8
図表（3-8-5）		○原子力規制委員会により、原子力災害医療・総合支援センター（静岡県担当）として福島県立医科大学が指定されたことにより追加。	8